

# アドバイザーを活用した観光事業者支援事業実施要綱

4 公東観産産第 87 号

令和 4 年 4 月 11 日決定

## （目的）

第 1 条 この要綱は、東京都内の観光事業者がアドバイザーなどの専門家の助言を受けて行う経営改善や新しい事業の展開に向けた取組を支援することにより、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けた観光事業者の経営改善を実現し、事業継続につなげていくことを目的に実施する「アドバイザーを活用した観光事業者支援事業（以下、「本事業」という。）」に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- （１）「観光事業者」とは、東京都内に登記簿上の本店又は支店を有し、東京都内で旅行者向けに宿泊業、飲食業、小売業、旅行業、観光バス事業・タクシー事業等を営む事業者をいう。
- （２）「アドバイザー」とは、観光事業や経営分野に精通し、観光事業者に経営改善や新しい事業の展開に向けて適切な助言を行うことができる外部の専門家として、公益財団法人東京観光財団が（以下「財団」という。）が適正と認めた法人・個人をいう。

## （事業の内容及び補助対象事業者）

第 3 条 本事業の内容は、観光事業者がアドバイザーなどの専門家から経営改善等の助言を受けて実施する取組への支援とする。

## （実施体制）

第 4 条 財団は、補助対象者の募集、審査、決定及び補助金の交付を行う。

## （補助の対象）

第 5 条 本事業において補助の対象者とする観光事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

- （１）東京都内において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている宿泊事業者
- （２）東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者
- （３）東京都内において販売場を設け、営業を行っている小売事業者
- （４）東京都内において営業所を置きかつ旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けて、営業を行っている旅行事業者
- （５）東京都内に営業所を置きかつ道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業（道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第 3 条第 1 号ロに

規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者

- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。東京都内で特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項又は同法施行規定第 2 条第 3 号に該当する事業者
- (7) その他東京都内において、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っている事業者

2 次に該当する者はこの要綱に基づく補助の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの
- (4) 過去 5 年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (6) 財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市長村等から補助事業の交付決定取消等を受けているもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの
- (7) 同一テーマ・内容で、財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から他の補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。
- (8) 既に本事業の支援決定を受けているもの（過去に本事業の支援決定を受け、申請時点において本事業を完了している場合は支援の対象とする）。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

（補助内容）

第 6 条 観光産業の活性化推進事業実施要綱別表（４）の定めに従い、アドバイザーを活用した観光事業者支援事業補助金を交付する。

2 補助対象者への支援対象期間は、交付決定日から最長 1 年間とする。

なお、公益財団法人東京観光財団理事長が特に必要と認めたときは、支援対象期間を延長することができる。

（東京都との情報共有）

第 7 条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。